平成24年度稅制改正(地方稅)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 3 府 省 庁 名 文化庁 個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (対象税目 要望 重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の非課税措置 項目名 ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 要望内容 (概要) 現状では、租税特別措置法第40条の2第2項により、個人が、重要文化財に準ずる文化財(重要文化財と 同等の価値があるもの及び重要有形民俗文化財)を国(独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科 学博物館を含む。)に譲渡した場合の譲渡所得について、2分の1が課税となることとなっており、個人住民 税の所得割については、課税標準の特例措置を適用し、算定している。これを、個人が、重要有形民俗文化 財を国又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得について、重要文化財と同様に所得税を課さないことを 要望しているため、個人住民税の所得割についても、課税標準の特例措置を引き続き適用し、算定するもの とする。 現行法令の改正点としては、以下の通り。 ① 租税特別措置法第40条の2第1項を次のように改める。 (現行) 個人が、その有する資産(土地を除く。以下この条において同じ。) で、文化財保護法第 27 条第 1項の規定により重要文化財として指定されたものを国(独立行政法人国立文化財機構、独立行政法 人国立美術館及び独立行政法人国立科学博物館を含む。)次項において同じ。又は地方公共団体に譲 渡した場合の譲渡所得については、所得税を課さない。 (改正後) 個人が、その有する資産(土地を除く。)で、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文 化財として指定されたもの及び同法第 78 条第1項の規定により重要有形民俗文化財として指定され たものを国(独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立科学博物 館を含む。)又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、所得税を課さない。 ② 租税特別措置法第40条の2第2項及び租税特別措置法施行令第25条の18を削除する。 ・特例措置の内容 上記所得税の特例措置については、恒久的措置を要望しており、上記個人住民税の特例措置についても同 様に、恒久的措置を要望するものである。 関係条文 地方税法第23条第1項2号、第32条第1項、第292条第1項第2号、第313条第1項 減収 (単位:百万円) (初年度) ▲0.39 (-) (平年度) ▲0.39 (-) 見込額

(1) 政策目的

要望理由

文化財保護法において、重要有形民俗文化財は、重要文化財等の他の国指定文化財と同等のものとして、 後世に適切な状態で引き継ぐ観点から管理・保存についての各種の規制が課されている。しかし、個人所有 の場合、所有者の経済的事情や高齢化等から必ずしも十分な管理・保存がなされないおそれがある。

このような重要有形民俗文化財の散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行っていくためには、文化財保護に強い責務を有する国又は地方公共団体がその主体となることが必要である。ゆえに、個人が国又は地方公共団体に重要有形民俗文化財を売渡した場合に重要文化財と同様の税制上の優遇措置を図ることにより、国民共有の貴重な財産である重要有形民俗文化財について、個人から、国又は地方公共団体への移転の促進を図る。

また、民俗文化財については、地域の風俗慣習や民俗芸能等と強く結びついたものであるため、その地域毎に保存・活用されることが望ましい。このため、譲渡先に地方公共団体を追加することにより、地域での保存・活用が促進され、さらには民俗文化財を活用した地域活性化にもつながることが期待される。

(2) 施策の必要性

① 公益性の有無

民俗文化財は、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに 用いられる衣服、器具、家具その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないも の」(文化財保護法第2条第3号)と定義付けられる。重要有形民俗文化財とは、「有形の民俗文化財のう ち特に重要なもの」(文化財保護法第78条第1項)であり、後世に継承すべき貴重な国民共有の財産であ るため、国又は地方公共団体においてその保存・管理を適切に行っていくべく、所有の移転を促進するこ とは高い公益性が認められる。

② 政府関与の必要性

重要有形民俗文化財は、重要文化財と同様に文化財保護法に基づき、国が自ら指定し、その売り渡しについては国に先買権が認められている(文化財保護法第83条)。また、管理・修理に対して補助を行うなど、その適切な保存・管理に関して強い責務を有するとされているものであり、重要民俗文化財の散逸・滅失等を防ぐためにも、国の責務として関与する必要がある。

③ 国と地方の役割分担の適切さ

文化財保護法に基づき、我が国にとって特に価値が高いものとして指定した重要有形民俗文化財の適切な保存・管理は、国又は地方公共団体がその役割を担う必要がある。

また、民俗文化財は他の文化財と比べて、地域毎の風俗慣習、民俗芸能を反映したものであるため、地方公共団体の担う役割は非常に大きい。

4 民営化・外部委託の可否

国民の貴重な財産である重要民俗文化財を適切に保存・管理し、その散逸・滅失を防ぐことは国の責務であり、民営化・外部委託はできない。

本要望に 対応する 縮減案

ページ

3 - 1

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	政策目標 12 文化による心豊かな社会の実現 施策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実
	政策の 達成目標	個人が所有する重要文化財及び重要有形民俗文化財について、文化財保護法に基づく適切な保存・管理を行うとともに、他への譲渡が生じる場合は、国又は地方公共団体への円滑な売渡しを促すことにより、国民共通の財産である重要な文化財の散逸や滅失を防止するとともに、その適切な保存及び活用を図る。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中 の達成目標	重要文化財及び重要有形民俗文化財について、国又は地方公共団体が個人所有者から買い上 げることにより、重要文化財及び重要有形民俗文化財の公有化を進め、文化財保護の推進を図 る。
	政策目標の 達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	・39 件 〈参考〉 重要有形民俗文化財の指定件数: 211 件(平成23年8月1日現在) (※ 重要文化財の指定件数: 12,811件(平成23年8月1日現在))
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	国又は地方公共団体への譲渡所得税の非課税化は文化財の公有化を図る上で有効であり、既に譲渡所得税が非課税とされている重要文化財については、5年間で23件の譲渡がなされている(平成18~22年度)。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・重要文化財及び重要有形民俗文化財(家屋及びその敷地)の所有について、固定資産税・特別土地保有税・都市計画税(地方税)は非課税。 ・なお、重要文化財(動産又は建物)の譲渡所得について、国(独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館を含む。)又は地方公共団体に対しては非課税。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	・39 件 <参考> 重要有形民俗文化財の指定件数: 211 件(平成23年8月1日現在) (※ 重要文化財の指定件数: 12,811件(平成23年8月1日現在))
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記の予算措置と、譲渡所得に係る本税制措置があいまって重要文化財及び重要有形民俗文 化財の国又は地方公共団体への譲渡が促進される。
	要望の措置の 妥当性	重要文化財及び重要有形民俗文化財の国又は地方公共団体への譲渡を促進することにより、 我が国の貴重な国民の共有財産の散逸や滅失を防止することが期待できることから妥当な措置 である。

税負担軽減措置等の 適用実績	_	
税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)	_	
前回要望時の 達成目標		
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由		

3—2

ページ

昭和47年度 国に対し重要文化財・準ずる文化財の売り渡しの際の譲渡所得税の非課税措置の 創設 国に加え、地方公共団体に売り渡した場合への拡充(重要文化財のみ) 昭和50年度 昭和55年度 有効期限の設定(昭和57年12月31日まで) 昭和57年度 5年間の延長(昭和62年12月31日まで) 5年間の延長(平成4年12月31日まで) 昭和62年度 これまでの要望経緯 平成4年度 ①準ずる文化財について2分の1課税に変更 ②5年間の延長(平成9年12月31日まで) 平成9年度 5年間の延長(平成14年12月31日まで) 平成 13 年度 独立行政法人国立博物館等に売り渡した場合の特例の維持 5年間の延長(平成19年12月31日まで) 平成 14 年度 平成 19 年度 5年間の延長(平成 24 年 12 月 31 日まで)

ページ 3—3